

◎ 平成18年度一般会計・特別会計決算総括表

No.	区分	歳 入	歳 出	差 引 額
1	一般会計	199億2,795万円	183億1,127万円	16億1,667万円
2	国民健康保険	32億9,174万円	31億7,621万円	1億1,552万円
3	老人保健	25億7,521万円	25億7,521万円	0円
4	介護保険	18億9,580万円	18億688万円	8,892万円
5	農業集落排水	6億1,096万円	5億6,213万円	4,882万円
6	下水道	7億2,564万円	6億9,669万円	2,895万円
7	工業団地建設	8,314万円	611万円	7,702万円
8	池新田財産区	5,296万円	2,076万円	3,219万円
9	池新田西財産区	2,172万円	1,812万円	360万円
10	佐倉財産区	5,536万円	5,334万円	201万円
11	比木財産区	158万円	48万円	110万円
12	新野財産区	82万円	15万円	67万円
	合 計	292億4,291万円	272億2,739万円	20億1,552万円

※表の金額は、1万円未満を切り捨ててあるため、合計額及び差引額が一致しない場合があります。

◎ 平成18年度企業会計決算総括表

No.	区分	歳 入	歳 出	差 引 額
1	水道事業	収益的収支	9億758万円	9億758万円
		資本的収支	3億2,080万円	△1億9,602万円
2	病院事業	収益的収支	37億6,297万円	△8,044万円
		資本的収支	7,000万円	△2億2,356万円

※表の金額は、1万円未満を切り捨ててあるため、差引額が一致しない場合があります。 ※表の金額には消費税が入っておりません。

◎ 意見書（議員発議）

「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」

クレジット契約は、代金後払いでの商品購入ができる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、本年2月から、クレジット被害防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年度秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって御前崎市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1. クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約をしないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
2. クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
3. 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
4. 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

御前崎市議会

[提出先] 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣